

# 内閣官房・内閣府本府等行政事業レビュー行動計画

内閣官房・内閣府本府

平成26年4月8日

## 1. 行政事業レビューの取組体制

行政事業レビュー推進チームは以下のメンバーとし、各部局等と調整を行いつつ、①行政事業レビューシートの適切な記入及び厳格な自己点検の指導、②外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取、③外部有識者による公開プロセスの対象となる事業の選定及び点検結果の聴取、④①から③を踏まえた事業の厳しい点検及び点検結果のとりまとめ、⑤事業の改善状況の点検、⑥概算要求への反映状況の確認及びとりまとめ、を行う。

統括責任者 内閣府大臣官房長

副統括責任者 内閣府大臣官房総括審議官、

内閣府大臣官房政策評価審議官、

内閣官房・内閣府大臣官房会計課長、

内閣府大臣官房政策評価広報課長、

メンバー 内閣府大臣官房総務課長、内閣府大臣官房人事課長、

内閣府大臣官房企画調整課長、沖縄総合事務局総務部長、

内閣官房内閣総務官室内閣参事官、内閣法制局長官総務室会計課長

実務者 内閣官房・内閣府大臣官房会計課企画調整官、

内閣官房・内閣府大臣官房会計課課長補佐(予算第1、第2、第3担当)、

内閣府大臣官房政策評価広報課課長補佐(政策評価担当)、

内閣府大臣官房総務課課長補佐(審査担当)、

内閣府大臣官房人事課課長補佐(任用担当)、

内閣府大臣官房企画調整課課長補佐

内閣官房内閣総務官室参事官補佐(調整担当)、

内閣法制局長官総務室会計課課長補佐

上記①から⑥までについて、チームによる厳格な点検・指摘が確実に実施されるよう、内閣官房・内閣府大臣官房会計課長は、関係事業所管部局及び外部有識者並びに事務局と調整を行う。

特に①の「行政事業レビューシートの適切な記入」における成果指標・活動指標については何らかの指標を設定することとし、定量的な指標設定が困難な旨だけを記載することは認めないこととし、内閣官房・内閣府大臣官房会計課長が厳格に点検するものとする。

- ※ その他必要に応じメンバー以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。
- ※ 行政事業レビューの対象事業は、25年度中に実施した事業、26年度新規事業、27年度新規要求事業を対象とする。
- ※ 公開プロセスにおいては、対象事業の担当課長等が説明者として出席する。
- ※ 内閣官房については、国の安全保障・危機管理上の重大な利益を損なわない範囲において対応する。

## **2. 外部有識者会合**

外部の視点を活用したレビューの実施のため、以下の外部有識者により構成する。

石堂 正信 公益財団法人日本ナショナルトラスト参与  
官民競争入札等監理委員会委員

今井 猛嘉 法政大学大学院法務研究科教授  
内閣府本府入札等監視委員会委員

南島 和久 神戸学院大学法学部准教授  
内閣府本府政策評価有識者懇談会委員

山谷 清志 同志社大学政策学部・大学院総合政策科学研究科教授  
内閣府本府政策評価有識者懇談会座長

(敬称略)

- ※ 外部有識者の理解を得て点検を受ける事業は、①25年度に新規に開始した事業、②26年度が事業の最終実施年度等に当たり27年度新規要求に向けて継続の是非等を判断する必要があるもの、③「秋のレビュー」の対象事業など、前年のレビューの取組の中で行政改革推進会議における指摘事項のあったもの、④その他、期限の無い事業等について5年に1度を目途に点検を実施する。

また、公開プロセス対象事業は外部有識者から意見聴取等を行った上で選定を行う。

- ※ 公開プロセスにおいては、行政改革推進会議事務局が指定する有識者も参加する。

## **3. 行政事業レビューの取組の進め方**

各部局において、予算の支出先、使途、活動実績等を踏まえ、事業の厳しい点検を行い、その結果を行政事業レビューシートにわかりやすく記載する。

その際、事業にどのような課題があり、その課題に対してどのように対応していくのかといった点検の具体的内容について、可能な限り説明を行うこととする。

## **4. 今後のスケジュール**

4月中旬 公開プロセス対象事業の選定、

	外部有識者会合
5月下旬	公開プロセス対象事業のレビューシートを公表
6月上旬	公開プロセスの実施
6月末	公開プロセス対象事業以外のレビューシートの中間公表
7月	外部有識者による点検、 行政事業レビューの結果を概算要求に反映
8月末	レビューシートの最終公表
9月中旬	平成27年度新規要求事業に係るレビューシート、 概算要求への反映状況の公表